

## 高圧ガス事業者の皆様へ ～適切な管理をお願いします～

高圧ガスの製造・貯蔵・販売・消費等、高圧ガスの取扱い形態に応じて、それぞれ必要となる手続きや守っていただく事項があります。

ここでは、高圧ガスを貯蔵する事業者が、事業開始後に必要となる手続きや継続的に守っていただく内容の一部を掲載しています。ご参照のうえ、適切な管理をお願いします。


### 貯蔵する者（第一種貯蔵所・第二種貯蔵所）

法：高圧ガス保安法

No.	項目	時期	必要な対応	備考
1	事業の承継	・貯蔵所が譲渡又は引渡しとなった場合。	・承継者は承継の手続きが必要となりますので、承継者にその旨を伝えてください。（被承継者は手続き不要です。）	法第17条等
2	施設の変更	・完成検査を受けた（届出をした）貯蔵所のうち、位置・構造・設備を変更する場合。	・変更手続きが必要となる場合がありますので、事前に窓口あて連絡ください。	法第19条
3	施設の廃止	・施設を廃止した場合。	・廃止の手続きが必要となります。	法第21条
4	保安教育	・随時	・従業員に対し、取り扱う高圧ガスに応じた保安教育を実施し、その記録を保存してください。 【参考図書】 保安教育計画の指針（高圧ガス保安協会）	法第27条
5	火気等の制限	・常時	・事業者が指定する場所で火気を取り扱うことはできません。 ・事業者の承諾を得ないで発火しやすいものを携帯して火気制限場所に立ち入ることはできません。 ★事業者が主体となって管理する必要があります。	法第37条
6	帳簿の管理	・随時	・帳簿を備え、必要な事項を記載のうえ保存する必要があります。 【記載すべき内容】 ①授受した高圧ガス容器の記号、番号、高圧ガスの種類、圧力（液化ガスの場合は質量）、充填年月日 ②異常があった場合の年月日、とった措置 【保存期間】 ①2年間 ②10年間	法第60条

No.	項目	時期	必要な対応	備考
7	事故発生の届出	・高圧ガスに係る災害が発生した場合。 ・高圧ガス／容器を喪失又は盗まれた場合。	・速やかに事故発生の届出が必要となります。	法第63条
8	代表者等の変更	・代表者、本社所在地等の変更があった場合。	・変更後、遅滞なく届出が必要となります。	千葉県高圧ガス保安法施行細則第19条

## 高圧ガスに関する窓口

<p><b>【所在地・連絡先】</b></p> <p>〒260-0854 千葉市中央区長洲1-2-1 セーフティちば4階</p> <p>千葉市消防局予防部指導課保安係 電話：043-202-1672 FAX：043-202-1679 E-mail：<a href="mailto:shidoho@city.chiba.lg.jp">shidoho@city.chiba.lg.jp</a></p>	<p><b>【手続き方法】</b></p> <div style="text-align: center;">  <p>貯蔵</p> </div>
<p style="color: red;">お越しの際は事前にご連絡ください。</p>	<p><b>【電子申請】</b></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>手数料あり</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>手数料なし</p> </div> </div>